

公 告

ふくいドットコム内「美食福井」ページの強化業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提供を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
ふくいドットコム内「美食福井」ページの強化業務
- (2) 公告業務の内容
プロポーザル実施要領による
- (3) 公告業務の履行期限
契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
- (4) 予算限度額
7, 0 6 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 審査会の日において、現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 審査会の日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしているもの。
 - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
- (5) 地方税を滞納していない者であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 過去 3 年間に於いて、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

3 参加資格の認定手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（別紙様式2）
- イ 企画提案参加資格誓約書（別紙様式3）
- ウ 定款や登記事項証明書の写し（これに類するもの）
なお、共同企業体にあつては、主たる企業のみで可
- エ 過去の同種案件の受託実績がわかるもの（契約書の写し等）
- オ 共同企業体にあつては、当業務を連帯共同して行うことを記載した協定書等の写し
- カ 企画提案参加事業者の概要・事業内容・運営体制等が分かる書類（会社案内等）
- キ 主たる企業について、直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し
- ク 県内に事業所を有する者は県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書

(2) 受付期間

令和7年4月21日（月）から同年5月12日（月）17時まで

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、提出後における申込書の追加および変更は認められない。

(4) 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1
福井県農林水産部流通販売課 担当：山田、下嶋
TEL 0776-20-0421・FAX 0776-20-0649
E-mail ryutsu@pref.fukui.lg.jp

4 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を5月14日（水）17時までに電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を通知する。

5 企画提案書の提出手続

参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類および提出部数

以下のとおり（任意様式、A4横版・長編綴じを想定しデータで提出）

提出書類	部数
○ 企画提案書 ・別添仕様書を満たす内容	1部
○ 経費見積書（内訳含む） ・項目、数量、単価、金額、税等を明らかにすること。 ・費用の総額は実施要領2の（4）に定める限度額を超えないこと。 ・積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた	1部

金額)をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を記載すること。	
---	--

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。
なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 提出期間

令和7年5月27日(火) 17時までとする。(必着)

なお、提出後における提案書の追加および変更は認めない。

6 審査および提案者の選定等

(1) 企画提案の審査

- 提出された企画提案書等の内容について、審査会において総合的に審査した上で、委託候補者を1者選定する。

【審査会(予定)】 日時：令和7年6月3日(火)

場所：福井県庁 ※実施時間等の詳細は別途通知する。

- 応募多数の場合は、事前に書類審査を行う場合がある。

(2) 審査方法

提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査会において選定する。審査会において審査する事項は次のとおりである。

審査項目		審査の観点
1 企画		
	「美食福井」公式サイトの改修	- 掲載店舗の選定条件は、県外からの観光客の利用促進を見込めるものであるか。 - 掲載店舗情報の収集およびCSVファイルの作成スケジュールは妥当なものであるか。 - Googleマイマップなどの更新可能なウェブ地図により、掲載店舗が確認できるようになっているか。
	SNSを活用したプレゼントキャンペーン	- キャンペーンは、効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。 - キャンペーンへの参加を促すため、創意工夫を取り入れた独自性のあるプロモーションが企画されているか。 「美食福井」公式サイトのPVを増やすためのプロモーションが企画されているか。 「美食福井」食材を提供する掲載店舗への集客につなげることで、利用客の食の満足度向上を図るとともに、店舗の利用促進が期待できる内容となっているか。
	掲載店舗の飲食店および宿泊施設におけるシェフ、接客担当者を対象とした「美食福井」に関するイベント	- 掲載店舗のシェフ、接客担当者へ「美食福井」食材の魅力を強く訴求し、継続利用や、店舗利用客への魅力説明に繋げられる内容となっているか。 - 掲載店舗のシェフ、接客担当者の参加を促す、効果的な施策が提案されているか。

2 業務遂行能力関係		
	趣旨・目的の理解	本事業の趣旨、目的を理解した提案内容であるか。また、業務に対し、積極的に取り組む意欲があるか。
	業務遂行能力	・提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 ・業務実績は良好であるか。 ・人員体制は整っており、業務を円滑に進めることができるか。
	経費積算内訳	・積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性が図られているか。 ・全体の予算額について、費用対効果が優れているか。 ・企画提案の内容が実現可能な経費内訳になっているか。

7 公告業務に関する実施要領等の交付

(1) 交付場所

福井県農林水産部流通販売課ホームページに掲載しているデータをダウンロードすること。

URL (https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/021033/bisyokufukui_kakuchu.html)

(2) 交付期間

令和7年4月21日（月）から同年6月3日（火）の間

(3) 交付資料

ア ふくいドットコム内「美食福井」ページの強化業務に係る公募型プロポーザル実施要領

イ ふくいドットコム内「美食福井」ページの強化業務仕様書

ウ ふくいドットコム内「美食福井」ページの強化業務質問書・参加申込書・誓約書

8 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和7年4月21日（月）から同年4月28日（月）の17時までの間に質問書（様式1）を電子メールにより提出すること。質問に対する回答は、令和7年5月1日（木）17時までに、福井県農林水産部流通販売課ホームページに掲載する。

9 その他

- (1) 企画提案に関する経費は全額提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等のデータは削除しない。
- (3) 提出された企画提案書等のデータは、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) 参加申込書を提出した者は、企画提案参加を辞退しようとする場合は、「企画提案参加辞退届（様式は任意とする）」を、審査会実施日の前日（土日祝日を除く、必着）までに、電子メールにより提出し、電話にて確認すること。なお、企画提案参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (5) その他、不明な点については、福井県農林水産部流通販売課（TEL 0776-20-0421）に照会すること。